取扱説明書

一般住宅・日常生活用　2015年8月版

商品を開封する前に必ずお読みください
資料等は分析結果がお手元に届くまでなくさないでください

取り扱い方法

…… 測定バッジは35℃以下の常温で保存してください

1. 測定バッジの袋を開封すると測定が始まります。
   開封時はファスナーの上を丁寧に切ってください。

2. 袋から測定バッジ本体を取り出して設置してください。
   表面から化学物質を吸着しますので、表面の膜をふさがないように設置してください。
   裏面には品質保証期限を記載したシールが貼ってあります。
   ㊟**測定時間は、8時間以上40時間以内でなければ分析・報告ができませんので厳守してください。**
   ㊟**バッジを解体すると、分析・報告ができなくなりますのでご注意ください。**

3. 測定バッジの入っていた袋に測定日時を記入してください。
   「分析結果報告書」は測定バッジ1個につき1枚必要ですので、コピーしてご使用ください。

4. 測定終了後は、すぐに測定バッジ本体を袋に戻し、ファスナーをしっかりと閉め、「分析結果報告書」を添えて、速やかに分析機関へ送付してください。
その際の送料はご負担ください。
普通郵便の場合、厚みが 1cm を超える為、定型外郵便物となります。
㊟**変質防止の為、複数個を同時に測定する場合を除いて、1 個ずつでも即日発送してください。**

送付先(分析機関)

〒300−0332
茨城県稲敷郡阿見町中央８－３－１
株式会社 MCエバテック内
一般財団法人 ベターリビング分室
TEL ０２９−８８７−５３４６

5. 品質保証期限を過ぎてから測定したバッジの分析・報告はできませんので、測定前にご確認ください。
期限が過ぎたバッジを処分される場合は産業廃棄物扱いになりますので、「オーピス」または「分析機関」までお送りください。

●取り扱い方法でご不明の点は(株)オーピス（TEL：０３−５４１４−１２２１）にお問い合わせください。

測定方法 …… 部屋の測定・あなたの一日を測定・職場での測定の３つからお選びください

1．部屋の測定（寝室・子供部屋・リビング等、一箇所を測定する場合）

① 全ての窓と扉（屋外に面する窓や扉、造り付けのクローゼットや押し入れ等全ての扉）を開放し、30 分間以上換気します。

② その後、測定する部屋の窓と扉を閉鎖し（クローゼット等の扉は開けたまま）5 時間以上維持します。
24 時間の自動換気装置がある場合は、それと同時に稼動させます。（トイレや台所の換気扇はこれに含まれません）
厚生労働省の指針値は室温が 25℃の時のものですので、エアコン等で温度調節が可能であれば 25℃に設定してください。

③ 測定バッジは、部屋の中央付近で、床から 1.2～1.5m の高さ（息をする高さ）に設置してください。

④ ②の状態で、8～24 時間測定します。
（理想は 24 時間ですが、最低８時間は測定してください）
24 時間測定する場合の時間帯は任意ですが、24 時間未満の測定の場合は 14:00～15:00 が測定時間の中央になるように開始時刻・終了時刻を設定してください。
つまり、８時間測定する場合は 14:30 を中央として 10:30～18:30 になります。
※手順を図に表すと次の通りです。

2．あなたの一日を測定（シックハウス症候群の疑いのある方）
胸につけて 24 時間普段通りの生活（外出時も使用）をしてください。
冬の外出時はコートにつけるなど、常に空気に触れるようにしてください。
少量の水・ヘアスプレー・香水などは、測定には特に問題はありません。
ご入浴時ははずしてください。
ご就寝時は、はずして枕元（息をする高さ）に置いてください。

3．職場での測定
通常の環境条件の下で、就業時間中（最低８時間）胸につけて測ってください。

●複雑なあるいは困難な測定条件等に関してのご質問は **国土交通省住宅局住宅生産課** にお尋ねください。TEL：03－5253－8510　FAX：03－5253－1629

分析結果報告 …… 測定後は分析機関に直接お送りください

分析の種類	受付締切時刻	報告書発送予定日	速報の有無
特急分析 【別途 2,000 円(税別)/個】	１５時	受領日を含め**２～３営業日以内**に発送 （土日祝は除く）	報告書発送日の午後に FAX にて速報
通常分析 【商品価格に含む】	１６時	受領日を含め**５営業日**で発送（土日祝は除く）	なし

※ 特急分析は同梱の「特急分析依頼用紙」に必要事項をご記入の上、事前に FAX にてお申込みください。

※ 受付締切時刻以降は、翌営業日の受付となります。（土日祝は休業日です）

※ 報告書は「信書」にあたるため、郵送いたします。

●分析機関 **(株)MCエバテック**

TEL：０２９－８８７－５３４６ FAX：０２９－８８７－０７７９

指針値 …… 室温が 25℃のとき

厚生労働省が発表した化学物質と指針値は右表になります。

※1ppm とは、空気１㎥あたり物質 1c㎥の濃度のことです。

$$1\text{ppm} = \frac{\text{化学物質 } 1\,\text{cm}^3}{\text{室内の空気 } 1\,\text{m}^3} = 0.0001\%$$

ホルムアルデヒド	０．０８ppm
トルエン	０．０７ppm
キシレン	０．２０ppm
エチルベンゼン	０．８８ppm
スチレン	０．０５ppm
パラジクロロベンゼン	０．０４ppm

この指針値は「健康な人が、その化学物質による健康被害を受けないであろう値」ということで、この数値を上回ると直ちに健康への被害があるという訳ではなく、また現時点では強制を伴うものでもありません。この指針値を下回った場合は望ましい状態にあると考えることができますが、上回った場合であっても換気を行うことにより、濃度の低減を図ることは可能です。さらに家具・カーペット・カーテン・煙草の煙など住宅以外の影響も想定されますので、これらを室内から極力排除するなどの工夫も効果的です。また、お近くの保健所などにご相談いただくことも重要です。

●住宅室内の化学物質からの諸影響に関するご相談は

(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター

TEL：０３－３５５６－５１４７ で受け付けています。

測定バッジの製造・出荷・分析時の取り扱いは、それぞれ十分注意のうえ行われておりますが、万一、製造上の原因による製品不良や納品するまでの運搬上のトラブルによる製品不良がありました場合は、同数の新しい製品とお取り替えいたします。また、万一、分析時の不測の事態により分析が不可能となりました場合には、改めて分析を行いますので同数の新しい製品をお送りさせていただきます。これら以外の責はご容赦ください。